

8 農林水産業

1 農地利用規制の適正化等による優良農地の保全【平成 14 年度に検討を開始し、平成 15 年度中に措置】

いわゆる優良農地ほど、平坦で区画が整い、水はけがよいなど都市的利用について好条件を備えており潜在的な転用需要が大きい。このため、明確な土地利用計画に応じた厳格な転用規制がなくては、農地の虫食いの転用が避けられない。実際、無秩序な転用が行われている場合も相当程度みられ、国土の有効利用を妨げ、農業のみならず社会全体の不効率をもたらしている。一方で、耕作放棄を防止する制度は、農業経営基盤強化促進法等において相当程度に整備されてはいるが、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく遊休農地に対する利用増進の勧告は、市町村の判断で見送られており、耕作放棄が実効的に解消されていない。このため、以下のような見直し等を行うものとする。

農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、農地利用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずるとともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構築について検討する。

農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。（農水ア a、b）

2 農協への規制

(1) 農協の事業運営の見直し

農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。【平成 14 年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】（農水ア a）

また、組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。【平成 14 年度中に措置】（農水ア b）

(2) 農協系統事業の見直し【区分経理の配分基準の策定については、平成 14 年度中に措置、区分経理の徹底については平成 15 年度以降逐次実施、その他については平成 14 年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】

農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者（特に担い手農家）のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作りに資するため、まずは共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図るとともに、信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。（農水ア a、b）

(3) 農協に対する行政関与【平成 14 年度中に検討を開始し基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】

補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図る。（農水ア）

(4) 公正な競争条件の確保

協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図る。【平成 14 年度に検討を開始し、平成 15 年度に基本的方向について結論、以降逐次実施】これと併せて、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。【平成 14 年度以降逐次実施】（農水ア a、b）

また、農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずる。【平成 14 年度に検討を開始し、基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】（農水ア c）